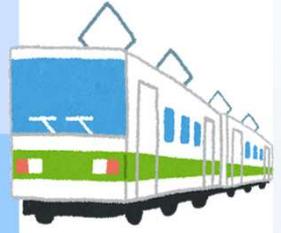


アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R6.2月号



インボイスの保存が無い取引は全て仕入税額控除をしてはいけないのでしょうか？

インボイスが不要となるケースもあります。



帳簿に一定の記載をするだけで良い場合

対象となる主な取引

- ① **3万円未満の公共交通機関**による旅客の運送（航空料金・タクシーは対象外）
- ② **3万円未満の自動販売機および自動サービス機**からの商品の購入
- ③ **ポストに投函**される郵便の**切手代**（窓口で購入したものは対象外）
- ④ 従業員に支給する**出張旅費**（概算払い・実費精算のいずれでも可）

注意事項

- ・ ①と②は、**取引単位の合計**が3万円未満（2万円の乗車券を2枚同時に購入した場合は不可）



基準期間の課税売上高が1億円

又は

特定期間の課税売上高が5千万円

以下の事業者(少額特例)

取引単位の合計が税込**1万円未満の課税仕入れ**が適用対象（6千円の商品を2つ同時に購入した場合は対象外）

適用期間 **令和5年10月1日から令和11年9月30日まで**

期間限定の措置である点に注意！

※インボイスの**交付義務を免除するわけではない**ため売上の相手方がこちらにインボイスの交付を要求した場合は発行の義務がある。

仕入税額控除を適用するには原則としてインボイスの交付を受けることが必要です。しかし少額の交通費や自販機購入商品などはインボイスの有無に関わらず帳簿に一定の事項を記載するだけで良いとされています。また、売上額が一定規模以下の事業者については令和11年9月30日までの期間限定で1万円以下の取引全てにつきインボイスが無くても仕入税額控除が可能です。ただし少額特例は、仕入先にインボイスの交付を請求された場合は交付しなければならない点には注意が必要です。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301

Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間09:30~17:30